

ID: 48

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

<b>処分の概要</b>	特別の設備の許可					
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	しばたの郷土館規則 第4条第3項					
<b>例 規 番 号</b>	平成5年教育委員会規則第1号					
<b>【基準】</b>						
第4条の規定による。 (使用の手続) 第4条 条例第5条第1項の規定に基づき、ふるさと文化伝承館、産業展示館及び如心庵(以下「施設」という。)を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3日前から前7日までにしばたの郷土館使用申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を教育委員会に提出し、その許可を受けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。 3 申請者が施設を使用する場合に、特別の設備を設けようとするときは、その設備内容を記載した書面を申請書に添えて申請し、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。						
<b>標準処理期間</b>	5日					
<b>備考</b>						
<b>設 定 年 月 日</b>	令和 3 年 12 月 28 日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日			